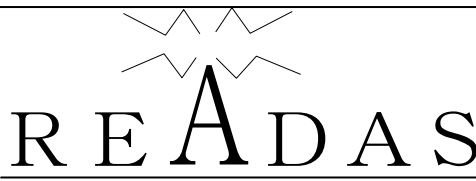


第 4425 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 2月17日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ 繰延資産

Q：法人税では、資産価値のないものも資産に計上しないといけないものがあるそうですが、どんなものがあるのですか？

A：創立費や開業費その他一定のものがこあります。これを繰延資産といいます。

【解説】

法人税では、適正な費用配分という観点から、資産価値のない費用であっても、一旦資産計上し、償却を通じて各事業年度に費用配分することを要請しているものがあります。これを繰延資産といい、次のものはこれに該当することとなっています。

- ①創立費
- ②開業費
- ③開発費
- ④株式交付費
- ⑤社債費等発行費
- ⑥次の費用で支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶもの
 - イ. 自己が便益を受ける公共的施設又は共同的施設の設置又は改良のために支出する費用
 - ロ. 資産を賃借し又は使用するために支出する権利金、立退き料その他の費用
 - ハ. 役務の提供を受けるために支出する権利金その他の費用
 - ニ. 製品等の広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用
 - ホ. 上記の他、自己が便益を受けるために支出する費用

